

(第4回総合福祉部会)

「障がい者総合福祉法（仮称）の論点表（たたき台）」に対する追加・訂正・削除意見

提出委員 藤井克徳

○該当箇所（分野、項目、論点の番号） 例）A-1-1）など	○追加・訂正等の内容	○理由
A-4-1）法の守備範囲	（訂正）「総合福祉法」の守備範囲をどう考えるか？福祉サービス以外の、医療、労働分野、障害児の分野について、障がい者制度改革推進会議（推進会議）の方向性に沿った形で連携を進めるべきではないか？	部会全体の会議で、新法作成における全体の方向性について、まず、一定の合意を得るために議論をすべきである。それを前提に、福祉サービス以外にもまたがるこれら3つの課題について、推進会議の方向性に沿った形で連携が求められているため。例えば、厚生労働省においては、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」の会合が本年5月・6月、非常に早いペースで行われており、精神障害者の地域生活、地域移行の論点も多数含まれている。当部会や推進会議との整合性が求められる非常に重要な課題である。